



第4章

国民と共にある外交

第1節	世界とのつながりを深める日本社会と日本人 ……	214
第2節	海外における日本人への支援 ……	224
第3節	国民の支持を得て進める外交 ……	234

第1節

世界とのつながりを深める
日本社会と日本人

総論

日本と外国との間で人の往来を増やすことは、経済の活性化や異文化間の相互理解の促進につながる。このような考えから、外務省は、外国人の日本への入国や滞在を円滑化するとともに、日本人の国際社会での活躍を支援することにより、外国との間の人的交流を促進させることを重視している。

2013年の訪日外国人数は、約1,036万人となり（注：2012年は836万人）、初めて政府目標の1,000万人を超えた。また、日本に在留する外国人（中長期在留者及び特別永住者）の数は、「リーマン・ショック」を契機として2008年末をピークに減少しているものの、2013年6月末で約205万人であり、2000年（約169万人）と比べると約1.2倍となっている。

外務省は、日本再興戦略の柱の1つである観光立国推進に貢献するため、2013年に、日・ASEAN友好協力40周年を契機として、ASEAN諸国に対してビザ免除や数次ビザ¹を導入するなどビザの緩和を実施した。これらが、2013年に訪日外国人数が過去最高を記録した要因の1つであると考えられる。ビザ緩和には、こうした効果があるが、同時に日本の利益を害するおそれのある外国人の入

国を阻止するための厳格なビザ審査も重要であり、関係省庁とも協力して総合的に取り組んでいる。

また、日本においては少子高齢化や人口減少が進行しつつあることから、外国人観光客の誘致にとどまらず、日本経済を支える人材を国内外を問わず確保していくことが一層重要となっている。こうした背景の下、外務省は、2005年以降、外国人の受入れや社会統合に関する国際シンポジウムやワークショップにおいて、外国人の受入れや社会統合に伴う具体的課題や取組について討議の場を設け、国民参加型の議論の活性化に努めている。2013年は、大規模災害と在留外国人について議論を行った。その際、災害時における在留外国人による支援についての経験や教訓を共有することにより、外国人が日本社会に貢献し得るとの認識の共有が得られた。

今日、政府以外の主体の力をいかし、オールジャパンでの外交を展開することがより一層重要となっている。例えば、国際協力に対する市民の関心の高まりを背景に、開発途上国などに対する支援活動の担い手及び政策提言を行うチャンネルとして、非政府組織（NGO）の重要性が近年ますます高まっている。開発

1 ビザの有効期間内であれば何回でも使用できるビザのこと

援助分野では、人権、軍縮、人身取引政策、国連改革などの外交課題についても、NGOの役割は大きい。こうした認識に立ち、外務省は、NGOを国際協力における重要なパートナーと位置付け、資金協力、環境整備、政策対話などを通じて、国際協力を推進する上での連携強化に努めている。

また、青年海外協力隊（JOCV）やシニア海外ボランティア（SV）などの国際協力機構（JICA）ボランティア事業の参加者は、現地の人々と同じ目線でその国が抱える開発課題の解決に一緒に汗を流して取り組んでおり、国際協力の重要な担い手である。こうした事業は、日本の「顔の見える援助」を代表する取組として、各国から高い評価を得ている。また、その国の経済・社会の発展のみならず、日本と各開発途上国との間の相互理解や友好親善の促進にも大きな役割を果たしている。さらに、帰国したボランティア事業参加者の知識や経験が日本社会に還元されるとの観点からも、これらの事業の意義は大きい。企業活動がグローバル化する今日、主に事業の国際展開を目指す中小企業などの民間企業のニーズにも応えるプログラムとして、「民間連携ボランティア」を創設（2012年度）した。このように、JICAボランティア事業を活用して、企業などのグローバル人材育成

を支援している。

幅広い分野で複層的に良好な国際関係を築いていく上で、地方自治体などの役割は大きい。近年、地方自治体や地域の団体・市民による国際交流や経済交流の取組は幅広く、活発に行われている。国際的な相互理解、信頼関係の構築、日本のブランド力強化などの観点から、地方自治体などは、外交において極めて重要な役割を果たしている。外務省は、地域の団体・市民や地方自治体などを、外交を推進していく上での重要なパートナーと位置付け、オールジャパンでの総合的外交力の強化を目指している。このために、①地方の魅力の世界への発信、②地方の国際的取組の支援、③国際交流に関わる広範囲な情報の提供に重点を置きつつ、地方自治体などとの在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」、地方自治体が在京外交団に対して地域の魅力を発信する「地域の魅力発信セミナー」、在京外交団が直接地方自治体を視察する「地方視察ツアー」、地方自治体の実務担当者を対象として外交政策を説明する「地方連携フォーラム」、「地方連携関西シンポジウム」などを実施している。特に、東日本大震災後の風評被害対策支援や地場産業の振興、地域経済の活性化を支援するための多様な取組を実施している。

各論

1 外国人の活力を日本の成長につなげる

(1) 成長戦略とビザ（査証）緩和

安倍政権は、2013年6月に、日本再興戦略を策定した。この中で、日本の力強い経済を取り戻すための成長分野として、観光立国推進をその重要な柱の1つとした。その施策と

して、訪日外国人数を増やすためのビザの発給要件の緩和が盛り込まれている。外務省は、これまでも中国人の個人観光客向けの沖縄及び東北数次ビザなどを導入してきた。こ

ビザ発給件数と訪日外国人数の推移



れに続き、2013年は近年成長著しいASEAN諸国に目を向け、同年の日・ASEAN友好協力40周年を契機に、ASEAN諸国を中心にビザ免除や緩和などの一連の措置を実施した。具体的には、7月1日からタイ及びマレーシアのビザ免除、ベトナム及びフィリピンの数次ビザの導入、インドネシアの数次ビザの滞在期間の延長、11月18日からカンボジア及びラオスの数次ビザの導入、2014年1月15日からはミャンマーの数次ビザの導入を実施した。ASEAN諸国以外についても、アラブ首長国連邦とパプアニューギニアに対し、数次ビザを導入した。

日本政府観光局（JNTO）の統計によると、ビザ緩和を実施したASEAN諸国からの訪日者数の伸びが見られるなど、これらの措置には一定の効果が見られる。2013年12月には目標であった1,000万人の訪日外国人数を初

めて達成した（2012年は836万人）。具体的には、例えば、ビザ免除となったタイからの訪日者数は、前年より20万人近く増え、45万人と過去最高を記録した。今回のビザ緩和を通じ、観光客の増加、ビジネス面での利便性の向上など、各国との交流が一層発展することが期待される。

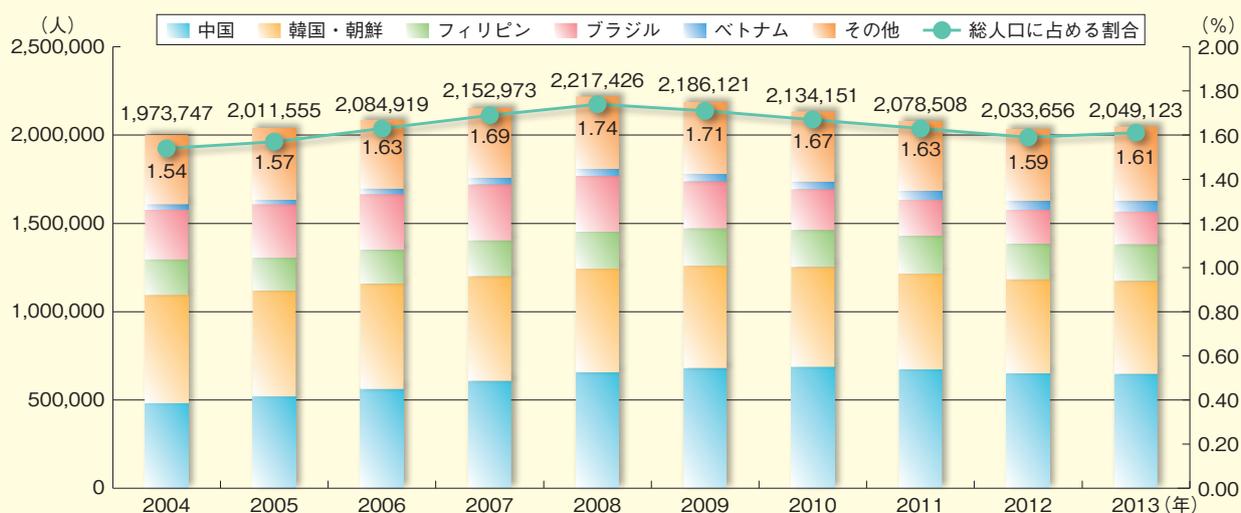
このようにビザの緩和は、人的交流の促進や日本経済の成長に一定の効果があり、ビザ緩和の拡大やビザ発給の円滑化などが求められる。一方で、日本の利益を害するおそれのある外国人の入国を阻止するために厳格なビザ審査も重要である。関係省庁とも協力し、ビザ緩和による治安への影響を最小限に抑えるとともに、二国間関係などを、総合的に勘案し、ビザの緩和に取り組むことにより、人的交流を活発化させていく。

(2) 外国人受入れ・社会統合をめぐる取組

2008年のリーマン・ショックを契機に、日本に長期滞在する外国人の数は減少してきている。東日本大震災の影響もあって、日本に長期滞在し、日本の活力の担い手となるような外国人の日本離れが懸念されている。少子高齢化や人口減少が進行しつつある中、日

本の活力となるべき人材を国内外を問わず確保していくことが今後一層重要となる。例えば、リーマン・ショックを契機として帰国支援金の支給を受けて帰国したブラジル国籍者などの南米系日系人離職者については、当分の間、同様の身分に基づく在留資格による再

在留外国人数の推移と日本の総人口に占める割合の推移



(注1) 各年12月末時点の統計(2013年のみ6月末時点)。2011年以前は外国人登録者数、2012年以降は在留外国人数(出典:法務省)
 (注2)「日本の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による、各年10月1日現在の人口を基に算出

入国を認めないこととしていた。しかしながら、昨今の経済・雇用情勢等を踏まえ、2013年10月から一定の条件の下に、再入国を認めることとした。

また、外務省は、外国人の受入れや社会統合に関して国際ワークショップを開催している。2013年2月の国際ワークショップ(外務省、大田区、国際移住機関(IOM)共催)では、「大規模災害と在留外国人」のサブ・テーマの下、「大規模災害時の在留外国人への多言語による情報発信のあり方」と「日本に在留する外国人の団体を含む関係機関の連

携のあり方」の2点を中心に議論を行った。その結果、在留外国人への情報提供については、平時から各国大使館、国、地方自治体及び民間団体による具体的な連携の枠組みの構築が進んでいるとの認識が共有された。また、外国人を災害対策で単に弱者として捉えるべきではなく、炊き出し、通訳、がれき処理などの「在留外国人による支援」についての経験や教訓を共有することを通じて、外国人は災害時にも日本社会に貢献しているとの認識が共有された。

2 国際社会で活躍する日本人

(1) 非政府組織(NGO)の活躍

ア 開発援助分野

国際協力活動に携わる日本のNGOは、400以上あるといわれている。その多くは、貧困や自然災害、地域紛争など様々な課題を抱える開発途上国・地域において、草の根レベルでの現地のニーズを把握し、柔軟できめの細かい支援を実施しており、その重要性はますます高まっている。

外務省は、日本のNGOが開発途上国・地域で実施する経済社会開発事業に対して、「日本NGO連携無償資金協力」を実施しており、NGOを通じた政府開発援助(ODA)を積極的に行っている。2013年度(1月末現在)には、日本の39のNGOが、アジア、アフリカ、中東など、27か国1地域において、日本NGO連携無償資金協力事業を実施した。そ

の活動内容も、保健・医療・衛生（母子保健、結核・HIV/エイズ対策、水・衛生など）、農村開発（農業の環境整備・技術向上など）、障害者支援（職業訓練・就労支援、子供用車椅子供与など）、教育（学校建設など）分野などで92件の事業を実施するなど、幅広いものとなっている。

また、政府、NGO、経済界などの協力や連携により、大規模自然災害や地域紛争が発生した際に、より効果的かつ迅速に緊急人道支援活動を行うことを目的に設立された「ジャパン・プラットフォーム（JPF）」には、2013年12月末現在、42のNGOが加盟している。JPFは、2013年には、インド北部水害被害、ミャンマー南部水害被害、フィリピン南部紛争、フィリピン台風30号を含む東南アジア水害等に際し、被災者支援を行った。さらに、アフガニスタン、パキスタン、シリア及び周辺国、ミャンマー、南スーダン、「アフリカの角」地域において人道支援を実施した。

日本のNGOは、前述のような政府資金による活動のみならず、支援者による寄付金や独自の事業収入などを活用した活動も数多く実施している。また、近年では、企業の社会的責任（CSR）への関心が高まりつつあり、技術や資金を持つ企業が国際協力について高い知見を持つNGOと協力の上、開発途上国で社会貢献事業を実施する形での連携も数多く見られるようになってきている。

このように、開発援助の分野において重要な役割を担っているNGOを国際協力のパートナーとして位置付け、NGOがその活動基盤を強化して更に活躍していけるよう、外務省とJICAは、NGOの能力強化、専門性向上、人材育成などを目的として、様々な施策を通じてNGOの活動を側面から支援している。具体的には、2013年においては、外務省は、

NGO活動環境整備支援事業として、「NGO研究会」、「NGO海外スタディ・プログラム」、「NGOインターン・プログラム」、「NGO相談員制度」の4事業を実施している。

さらに、NGOとの対話・連携を促進するため、「NGO・外務省定期協議会」の全体会議を2013年6月に実施した。これに加え、ODA全般について協議するODA政策協議会や、NGO支援や連携策について協議する連携推進委員会も実施している。

イ その他の主要外交分野における連携

外務省は、開発援助分野以外の外交課題においても、NGOと連携している。例えば、2013年3月に開催された第57回国連婦人の地位委員会（CSW）において、NGO関係者の橋本ヒロ子氏が日本代表を務めたほか、NGO関係者が政府代表団の一員となり積極的に議論に参加した。また、第68回国連総会では、NGO関係者の鷲見八重子氏が政府代表顧問として人権・社会分野を扱う第3委員会に参加し、発言などを行った。さらに、人権に関する諸条約に基づいて提出する政府報告や第三国定住難民事業、安全保障理事会決議に基づく女性・平和・安全保障に関する行動計画などについても、日本政府はNGO関係者などとの対話を行っている。

核軍縮を含む軍縮分野でも、日本のNGO



アフガニスタンにおける地雷回避教育（写真提供：AAR（特定非営利法人 難民を助ける会）/JPF（特定非営利法人 ジャパン・プラットフォーム））

は存在感を発揮しており、外務省とも連携している。具体例として、通常兵器の分野における、NGO主催のセミナーへの外務省職員の参加を通じ、また、アフガニスタンなどにおける地雷や不発弾の除去、危険回避教育プロジェクトの実施に当たり、NGOと協力している。

さらに、核軍縮の分野において、2010年から開始した「非核特使」の委嘱事業は、被爆者が世界各地で核兵器使用の惨禍の実情を伝えるNGO等の活動を政府が後押しするものである。2013年1月現在、延べ112人が本制度により世界各地へ派遣されている。

国際組織犯罪分野では、人身取引対策の分

野において、人身取引対策に日頃から従事しているNGOなどと政府関係省庁との意見交換の場を設けている。2013年9月及び11月には、人身取引対策における今後の課題について議論した。

国連改革の分野では、外務省は、2012年以降、「国連改革を考えるNGO連絡会」との共催により「国連改革に関するパブリックフォーラム」を開催してきた。国連改革をめぐる国際情勢などが多様化してきていることを踏まえ、その意義、成果及び今後の在り方について、有識者によるレビューを実施した。

(2) 青年海外協力隊・シニア海外ボランティア

青年海外協力隊（JOCV）は、技術を有する20～39歳の青年男女が、開発途上国の地域住民と共に生活し、働き、相互理解を図りながら、その地域の経済及び社会の発展に協力・支援することを目的とする事業である。これら協力隊員は、まさしく日本の「顔の見える」協力を行い、開発途上国の発展に貢献してきた。2013年12月末までに累計で88か国に3万8,571人の隊員が派遣され、計画行政、商業・観光、公共・公益事業、人的資源、農林水産、保健・医療、鉱工業、社会福



理数科教師としてルワンダの小学校で授業を行う青年海外協力隊員
(写真提供：久野武志/JICA)

祉、エネルギーの9分野、約200職種にわたる協力を展開している。

また、シニア海外ボランティア（SV）は、幅広い技術と豊かな経験を有する40～69歳の中老年層の男女を開発途上国に派遣する事業である。2013年12月末までに71か国に5,290人を派遣し、JOCVと同じ9分野にわたる協力を行ってきた。近年は一線を退いたシニア層の再出発やその知見の再活用という観点からも、SVに対する関心が高まっている。

JOCV及びSVは、開発途上国の経済・社



ドミニカ共和国の大学で剣道の指導を行うシニア海外ボランティア。
この大学では、人間形成を目的に2011年から教育課程の体育授業に剣道が取り入れられている。(写真提供：佐藤浩治/JICA)

出身都道府県別派遣実績（集計期間：2013年1月1日～12月31日）

都道府県名 青年海外協力隊（JOCV）：累計（2013年中の派遣人数）
シニア海外ボランティア（SV）：累計（2013年中の派遣人数）

沖縄県	JOCV	379	(12)	人
	SV	45	(0)	人

岐阜県	JOCV	643	(11)	人
	SV	64	(4)	人

福井県	JOCV	263	(8)	人
	SV	14	(2)	人

滋賀県	JOCV	378	(10)	人
	SV	61	(6)	人

京都府	JOCV	790	(27)	人
	SV	130	(10)	人

鳥取県	JOCV	248	(3)	人
	SV	9	(0)	人

岡山県	JOCV	559	(20)	人
	SV	57	(3)	人

島根県	JOCV	319	(7)	人
	SV	28	(1)	人

広島県	JOCV	855	(22)	人
	SV	104	(5)	人

山口県	JOCV	500	(19)	人
	SV	52	(4)	人

秋田県	JOCV	373	(7)	人
	SV	26	(3)	人

山形県	JOCV	397	(12)	人
	SV	26	(1)	人

福島県	JOCV	622	(14)	人
	SV	44	(1)	人

新潟県	JOCV	775	(22)	人
	SV	56	(2)	人

長野県	JOCV	885	(28)	人
	SV	68	(6)	人

富山県	JOCV	349	(8)	人
	SV	39	(4)	人

石川県	JOCV	362	(9)	人
	SV	27	(3)	人

北海道	JOCV	1,967	(61)	人
	SV	236	(17)	人

青森県	JOCV	407	(7)	人
	SV	34	(1)	人

岩手県	JOCV	446	(16)	人
	SV	55	(1)	人

宮城県	JOCV	705	(15)	人
	SV	85	(4)	人

群馬県	JOCV	632	(20)	人
	SV	59	(5)	人

栃木県	JOCV	552	(13)	人
	SV	62	(2)	人

茨城県	JOCV	760	(27)	人
	SV	153	(10)	人

埼玉県	JOCV	1,694	(33)	人
	SV	282	(13)	人

千葉県	JOCV	1,645	(31)	人
	SV	365	(13)	人

東京都	JOCV	3,868	(84)	人
	SV	874	(42)	人

神奈川県	JOCV	2,686	(71)	人
	SV	645	(25)	人

山梨県	JOCV	255	(5)	人
	SV	23	(2)	人

静岡県	JOCV	1,321	(40)	人
	SV	154	(7)	人

愛知県	JOCV	1,938	(52)	人
	SV	213	(10)	人

三重県	JOCV	486	(17)	人
	SV	55	(6)	人

大阪府	JOCV	2,170	(65)	人
	SV	279	(16)	人

奈良県	JOCV	379	(7)	人
	SV	60	(6)	人

和歌山県	JOCV	216	(7)	人
	SV	28	(1)	人

長崎県	JOCV	546	(15)	人
	SV	58	(3)	人

佐賀県	JOCV	282	(10)	人
	SV	28	(1)	人

福岡県	JOCV	1,705	(54)	人
	SV	154	(12)	人

熊本県	JOCV	669	(19)	人
	SV	54	(6)	人

鹿児島県	JOCV	731	(21)	人
	SV	55	(2)	人

宮崎県	JOCV	456	(12)	人
	SV	31	(3)	人

大分県	JOCV	459	(12)	人
	SV	37	(2)	人

その他	JOCV	2	(0)	人
	SV	24	(0)	人

兵庫県	JOCV	1,613	(47)	人
	SV	250	(6)	人

徳島県	JOCV	242	(8)	人
	SV	20	(2)	人

香川県	JOCV	279	(7)	人
	SV	23	(1)	人

高知県	JOCV	224	(5)	人
	SV	10	(1)	人

愛媛県	JOCV	539	(19)	人
	SV	34	(4)	人

会開発や復興のために協力したいという国民の高い志に支えられている。外務省は、これを国民参加型国際協力の中核を担う事業として、積極的に推進している。2013年12月末現在、1,732人のJOCVと432人のSVが、世界各地（それぞれ70か国、58か国）で活躍を続けている。また、帰国したボランティア参加者は、その経験を教育や地域活動の現場で共有するなど社会への還元を進めている。日本独自の国民参加型による活動は、受入れ国を始め、国内外から高い評価と期待を得て

いる。

また、中小企業などの民間企業におけるグローバルな視野を持った人材育成にも活用できるよう、各企業の社員をJOCVやSVとして開発途上国に派遣する「民間連携ボランティア制度」を2012年に創設した。この制度は、企業側の要望を聴取し派遣国などを調整するなど、民間企業が参加しやすい仕組みとなっている。日本の民間企業の人材育成にも資する新たな取組を推進してきている。

3 地方自治体などとの連携

近年、地方自治体や地域で活躍する各種団体は、伝統的な国際交流（姉妹・友好都市交流）のみならず、経済交流（輸出振興、観光誘致など）、国際協力など、様々な取組を積極的に行っている。国際的な相互理解、国際社会における日本の地位の向上、日本のブランド力強化などの面で、外交上重要な役割を果たしている。

外務省としても、オールジャパンでの総合的な外交力を強化するため、このような国際的取組を進める地方自治体などとの連携を強化する各種の取組を積極的に実施している。例えば、日本の地方自治体が地方の魅力を発信し、地場産業や地域経済の発展を図るための支援策として、在外公館施設を活用した「地方の魅力発信プロジェクト」を実施している。2013年には、各地方自治体がアジア、北米地域などで8件の各種PR事業やセミナーなどを開催した。

また、日本の地方の魅力を日本に駐在する各国の外交団に対して発信する「地域の魅力発信セミナー」事業も行っている。2013年には「企業・投資誘致」他をテーマとするセミナーを外務省で開催したほか、地方視察ツ



岩手県二戸市PR事業（8月27日、在ニューヨーク総領事公邸）

アー（神奈川県、北九州市及び福島県をそれぞれ訪問）を3回、各地方自治体と連携して実施した。4月には阿部外務大臣政務官が中東・アフリカ地域の在京外交団とともに福島県を視察訪問した。また、地方自治体の国際的取組支援の観点から、「全国市長会議に際する外務大臣主催レセプション」を開催し、在京外交団とのネットワーク構築を行ったり、自治体ブースを設置して地方の魅力を紹介するなど、日本の地方についての諸外国の理解増進に努めている。

日本の大使や総領事は、一時帰国に際し、積極的に地方自治体などを訪問しており、外国の最新の現地情報を提供している。また、今後の経済交流や国際交流面での在外公館と



地方視察ツアーの様子（神奈川県）

地方自治体などとの協力についても協議を行っている。加えて、2013年には東京において「地方連携フォーラム」、奈良において「地方連携関西シンポジウム」を開催した。このうち、「地方連携フォーラム」においては、「基調講演」（日本の再生と文化芸術の役割）と「外交政策講演」（ASEANの現状と日・ASEAN関係の強化）及び分科会で5つ

のテーマ（「日中関係」、「日・ASEAN関係」、「農林水産物等輸出促進」、「観光客誘致のための広報戦略」及び「国際協力（中小企業等の海外展開支援等）」）について自治体職員が外部有識者、関係省庁職員や外務省職員と意見交換を行った。また、「地方連携関西シンポジウム」においては、日・ASEAN友好協力40周年を迎えたASEANに焦点を当て、「これからの日・ASEAN関係～地域レベルの観光、経済交流の促進に向けて～」をテーマとし、急成長が期待される東南アジアからの観光客誘致や経済関係の現状と課題について活発な議論を行った。さらに、外務省ホームページ内のグローバル外交ネットでは、外務省と地方自治体が連携して実施する各種施策、地方自治体の国際交流、経済交流などの国際的活動について様々な情報を提供している。

 Column

日・EUをつなぐ七色の架け橋 ～HAIKU～

小学校の国語の授業で俳句を詠んだことがある方は多くいらっしゃると思いますが、日本の俳句が、今では“HAIKU”として世界約70か国に広まり、各々の国の言語で親しまれていることはご存じでしょうか。日本とEUは、2009年から英語俳句コンテストを年に1回開催してきており、これまでにこのコンテストに参加した人数は、延べ2,000人を超えます。

The three disasters

(仮訳：嵐去り)

Storms turn into a soft wind

後に残るは

A new humane wind

優しき心)

これは、EUの首脳の一人であるファン＝ロンパイ欧州理事会議長が、東日本大震災直後の2011年5月に開催された日EU定期首脳協議で披露した俳句です。政治家としてのみならず、俳句愛好家としてもその名が知られているファン＝ロンパイ議長は、2013年11月18日、正岡子規生誕の地である愛媛県松山市を訪問し、野志克仁市長を始め松山市民に温かく歓迎されました。議長は、『俳句大使』として俳句を詠むことで人々の喜びや幸せに貢献していきたい。」と述べ、俳句への情熱を語りました。

その翌日に東京で開催された定期首脳協議では、ファン＝ロンパイ議長が「People far away, But sun and stars on our flags, Belong together (離れ居て、星日の旗に、集い来る)」という俳句を披露し、これを受けて、安倍総理大臣が「降る星を、見上げる夜に、友来る」と即興で詠みました。日・EU双方の首脳が俳句を披露したのは今回が初めてのことです。日・EU関係を連想させる俳句のやりとりを通じて場が和やかになり、首脳同士の距離がぐっと縮まりました。

俳句が持つ力は、海外の方々との日本文化を通じた交流促進のみにとどまりません。俳句を詠むことは自分自身を見つめ直すきっかけともなります。その点に着目した欧州委員会は、2013年から2014年に、刑務所での矯正教育の一環として俳句講座の実施を決定しました。今後は、ベルギー、ポーランド、イタリア、ギリシャ及びセルビアの5か国にある全14の刑務所で実施することになっています。既に俳句講座が実施されたベルギーの刑務所では、参加した10人全員が、講座を通じて自分自身に向かい合ったそうです。HAIKUの潜在性にはまだまだ大きいものがありそうです。

俳句が海外と日本との架け橋として、どこかの国の誰かの喜びや幸せにつながってくれることを切に願いつつ、私もここで一句。

Walk on the rainbow

(この虹を)

Hoping to see smiles and dreams

(辿れば友の)

Of friends across the globe

(咲みと夢)



野志松山市長から名誉市民称号を授与されるファン＝ロンパイ欧州理事会議長 (於：松山城)

欧州局政策課事務官 名倉友理絵